

令和元年度（2019年度）

第2回北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会の開催について

土地改良施設の多面的機能の利活用とそれに関連した住民活動の活発化を通じて活性化を目指した取組を行っている地域を支援する中山間ふるさと・水と土保全対策事業を効果的に推進するため、委員会を次のとおり開催しますのでお知らせします。

この委員会は別紙「傍聴要領」に基づき、どなたでも傍聴することができますので、開始30分前までに会場へおいでください。

令和元年（2019年）11月6日

北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長

記

1 日 時

令和元年（2019年）12月13日（金）13:30～15:30

2 場 所

道庁7階 農政部第1中会議室

3 議題

- (1) 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）の事業実施計画について
- (2) 地域活動支援事業について
- (3) 研修事業について
- (4) その他

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催30分前までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員(5名)になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほかに、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。お分かりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。